

	件名	議決結果
議 認	平成26年度 大和郡山市公共用地先行取得事業特別会計 歳入歳出決算について ・歳入総額 1億7,809万円 ・歳出総額 1億7,809万円 歳入・歳出同額	認 定
	平成26年度 大和郡山市介護保険事業特別会計 歳入歳出決算について ・歳入総額 64億8,100万円 ・歳出総額 64億7,200万3,000円 ・実質収支額 899万7,000円	
	平成26年度 大和郡山市介護サービス事業特別会計 歳入歳出決算について ・歳入総額 3,693万3,000円 ・歳出総額 2,408万4,000円 ・実質収支額 1,284万9,000円	
	平成26年度 大和郡山市後期高齢者医療事業特別会計 歳入歳出決算について ・歳入総額 10億3,273万9,000円 ・歳出総額 10億3,039万5,000円 実質収支 234万4,000円	
	平成26年度 大和郡山市水道事業会計 決算について ・収益的収入(税抜) 21億7,454万9,000円 ・収益的支出(税抜) 18億6,086万5,000円 ・資本的収入(税込) 3億562万2,000円 ・資本的支出(税込) 2億6,697万1,000円	
	平成26年度 大和郡山市下水道事業会計 決算について ・収益的収入(税抜) 25億9,626万2,000円 ・収益的支出(税抜) 26億6,499万5,000円 ・資本的収入(税込) 15億6,906万9,000円 ・資本的支出(税込) 22億2,441万5,000円	
意 見 書 案	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について	原案可決
	原発の再稼働中止を求める意見書について	否 決
	安全保障法制の慎重審議を求める意見書について	

※請願書(陳情書、要望書)の提出について：請願書等はいつでも受付をしていますが、審査の都合上、できるだけ定例会開会前の議会運営委員会が開かれるまでに提出してください。なお次の定例会は、12月上旬の予定です。詳しくは、議会事務局(内線774)までお問い合わせください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告において、1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の時には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

送付時期と対象者＝

◆11月上旬に送付：1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付した人

◆来年の1月下旬に送付：10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付して申告をしてください。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課
(☎0742-35-1370) (保険年金課)

～年金受給者のみなさんへ～

「扶養親族等申告書」は期限までに提出を！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります(障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者には、毎年11月上旬までに、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、期限までに必ず提出してください。

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので注意してください。

なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

◆平成27年分「扶養親族等申告書」が送付される人

- ・年齢65歳未満：年金額が108万円以上
- ・年齢65歳以上：年金額が158万円以上

問合せ＝奈良年金事務所 お客様相談室
(☎0742-35-1372) (保険年金課)



<訂正してお詫びします> 広報「つながり」9月15日号に折り込みの「こころの体温計」ちらし内、「生活なんでも無料相談」の電話番号が誤っていました。正しくは「☎0742-33-1500」です。お詫びして訂正します。(保健センター)